西周代賜物考

谷　　秀樹

はじめに

殷周代の賜物に関しては、黄然偉が分類学的研究を先駆的に試みており[1]、その後は陳漢平や汪中文等が西周代における賜物の中でも特に冊命儀礼で用いられる「冊命賜物」について詳細な検討を行った[2]。また、「冊命賜物」が関係する冊命儀礼については、武者章，吉本道雅，岡本真則等の研究があり[3]、冊命儀礼によって構成される西周代君臣関係の特質に関しては、松井嘉徳，李峰，佐藤信弥等の考察がある[4]。

従来、研究者間において提起された争点の例として「賜物内容と官職の職務内容や官階・身分との対応関係」の有無や「冊命儀礼の右者と受命者との間における主従関係」の有無を巡る議論がある。前者の対応関係の存在について黄然偉は否定的な見解を示しており[5]、これに対して陳漢平や楊寛，汪中文，吉本道雅らは肯定的立場から自説を展開した[6]。だが、肯定論者が論拠とする事例には首肯し難いものも多く[7]、例えば征伐軍の将領に対して象徴的武具である「弓矢」を下賜する場合などの特殊な事例を除いては[8]、賜物と職務内容の間の対応関係を積極的に主張し得るような例はほとんど見出されない。特に「冊命賜物」の場合は特定の賜物群から賜物をいわば無作為に抽出して不特定多数の組み合わせを生み出しており、その無数の組み合わせと特定の個別的職務との間に明確な対応関係を見出そうとする試みは、実際上困難である。むしろ、汎用されている特定賜物が如何なる経緯で特定化されるに至ったのか、そして職務内容の如何を問わず特定の賜物が分配されるということの意味は何であったのか、等の問題点の解明を優先すべきであろう。次に、後者の主従関係の存在について、楊寛，陳漢平，李峰，佐藤信弥らは肯定的見解を主張し[9]、これに対して汪中文，松井嘉徳らは否定的見解を示しているが[10]、一部の例を除いて右者と受命者との間に序列関係の構成を想定することは適切ではないであろう[11]。そもそも、冊命儀礼は王と受命者との間の君臣関係の強化を本旨としていた筈で、右者は、有力大族が就任していようがいなかろうが、立場的にはその仲介の役割を担う者に過ぎない。むしろ、冊命儀礼を通じて新たに各職事において〈右者―受命者間以外の〉上司・下僚関係が生み出されていたという点が重要なのである。

本稿は、上述の諸家による研究史をふまえて、西周代の賜物の全体像を復元し、その上で賜物と周王朝支配体制の有機的相互関係について、あらためて通史的・総合的に再検討しようとするものであり、賜物内容及び賜与方式が西周代を通じて変容を遂げていったことの政治史的意味について解明することを目的とする。

なお、本稿では「冊命賜物」を以下のように定義することにする。〔1〕「冊命」や「冊賜」等の「冊命」系ワード[12]が見出される儀礼で用いられていること。〔2〕「右者」等の冊命儀礼関係の諸官が介在する儀礼で用いられていること。〔3〕「冊命」ワードの使用や「右者」等の冊命関係諸官の介在が認められない儀礼の場で用いられているものの、〔1〕，〔2〕で用いられている賜物であること。

また、〔3〕のように冊命賜物しか認められない事例を《Ⅰ型》と称し、冊命賜物と冊命諸官双方が見出される事例を《Ⅱ型》、冊命賜物・冊命諸官・「冊命」ワードの三者全てが揃っている事例を《Ⅲ型》と称することにする。冊命儀礼の形成過程という観点から見ると、《Ⅰ型》は最も初発的な形態であり、《Ⅱ型》は過渡期的形態、《Ⅲ型》はその要件を兼ね備えた完成形態であったものと評価することが出来よう。なお、上記の定義に従って、土地や臣民等の賜物は「冊命賜物」の例には含めないこととし、本稿ではこのような「貝」及び「冊命賜物」以外の賜物を一括して「α」と仮称しておくことにする。

また、本稿の考察で用いる金文の断代については、呉鎮烽『集成』及び『続編』等の断代案を参考とすることにする[13]。

第一章　西周代における賜物の変遷

第一節　賜貝事例

殷代後期から西周前期にかけて最も汎用されていた賜物は、賜与対象が陝東地域内外いずれの者であるかを問わず[14]、また王・群臣間で授受されているか或いは群臣同士の間での授受であるかを問わず、貝であった【表1、表2参照】。貝には、貨幣〈代価〉として用いられていたと認められる西周前期の実例があり[15]、「支払い手段」や「交換手段」[16]または「価値の尺度」[17]等の役割を担う一種のキー・カレンシーとして当該期の市場に流通していたものと推定される。ただ、西周王朝では王からの賜貝行為と群臣間におけるそれとの間で差別化を図ろうとしていたようであり、例えば群臣間で2朋，3朋，4朋など10朋以下の賜貝事例が多見されるのに対し、王からは10朋以上を賜与することが原則となっていたようである[18]。但し、王がαと併用して賜貝する前期の事例では10朋以下の賜貝事例も散見されるのであるが、中期以降になるとαとの併用事例でも10朋以上の通則が用いられていたものと見られる。また賜貝量の上限も、群臣間におけるそれが30～50朋程度であったのに対し、殊に中期以降では王のみ100朋前後に設定されていたようである。

表1　賜貝事例表Ⅰ―(1)　王・群臣間

《前期》

	朋数	形式	『呉』				
1	20		1928（＝4604）	13	10		4986―4987
2			1952―1954	14	10		5203
3			1955	15		蔑暦	5269―5270
4	10	賞	2020	16			8585
5			2021	17			11763（＝13289）
6		賞	2181―2182	18			11779
7	20	賞	2203	19			11784
8	20		2266	20	50		11809（＝13346）
9	10		2268	21	30		11819
10	10		2361―2362	22	50		13315
11			3331（＝4692―4693、12299）	23	10		Z/217
				24	30		江漢考古2019―4
12	5		3363				

《中期》

25	10	蔑暦、賞	2379	32	10		11766
26	30		2428	33			12426
27	100		2445	34	100		14514
28	10		5147—5148	35	30		同上
29	20		5206	36	10	蔑暦	14794
30	10		5236	37	100		Z/228
31			11745	38	10		考古学報 2018—1

《後期》

39	10		5158—5159

Ⅰ—(2) 群臣間

《前期》

	朋数	形式	『呉』				
1		賞	1925—1926	24			5049
2	3		1958	25	10		5136—5137
3			2019	26			8576
4	3	賞	2022	27		賞	8584
5			2023	28			9850
6	3	賞	2046	29			9852
7	5		2102	30	10		10653（＝10652）〈注 4〉
8	6	賚	2185（＝4937）				
9	2		2205	31	10		10656
10		賞	2267（＝4949）〈注 1〉	32			11741（＝13533）
				33			11758
11		賞	2290	34	5		11780
12	10		2353	35		賞	11781
13	100	賞	2364 〈注 2〉	36	4		11782
14	2	賞	2373	37	5	賞	11786（＝12402—12403）
15	5		2399				
16			2869	38			12300
17			2908	39			13296—13297
18			3298	40			14763
19			3316	41	30		Z/668
20			4658 〈注 3〉	42			Z/792（＝Z/881）
21	20		4763	43	50		Z/892
22	3	賞	4813				
23	5		4950				

《中期》

44	30		1959	48	30	蔑暦	13322
45	10		2186（＝3348）	49			13327—13328
46	2		11775				
47	10	蔑暦	11803（＝13331、13332）				

〈注 1〉4949 は同銘ではないが、類銘である。
〈注 2〉当該器銘については、白川静氏が偽刻説をとられている〔白川静 2004、115—121 頁参照〕。
〈注 3〉4624—4625 と同銘である可能性がある。
〈注 4〉10652 とは同銘ではないが、類銘である。朋数は 10653 のみで明記している。

表２　賜貝事例表Ⅱ〔αとの併用事例〕―（1）　王・群臣間

《前期》

	朋数	併用α物品	形式	『呉』
1	2	夭鬯卣	賞	2385
2		馬両		2411
3	30	衣, 車馬		2419
4	5	矩鬯1卣	蔑暦	2449
5	10	臣嫊10人、羊100		4821
6	100	瓚		5099
7	5	采〔「采曰趙」〕		11789（＝13311）
8		豚, 卣, 鬯	賞	11798（＝13333―13334、14792）
9	3	鬯1卣		12373

《中期》

10	30	矩3卣		2400
11	20	祼玉3品	賞	5188
12	30	馬4匹		5233
13	20	玉12穀	蔑暦	5271―5272
14	10	丹1管	蔑暦	13337―13338
15	10	玄布2匹		Z/221

《後期》

16	50	圭, 瓚,「田于拾五十田于早五十田」	蔑暦	5380〈注1〉

Ⅱ―（2）　群臣間

《前期》

	朋数	併用α物品	形式	『呉』
1	20	臣20、牛20、禾30車	賚	2378（＝5142―5143）
2		金		2386
3	5	祼2		2399
4	10	柲20	蔑暦	5150
5	10	臣10家、　鬲100人	賞	5352―5353
6		網衣、臣妾	賞	11770
7		鬯		11787（＝13308）
8		布		11788（＝13320）
9	30	𠂤絲20鋝		11791（＝13313）
10		鬯束		13306
11		帛		13309
12		馬		中国国家博物館館刊2018―3

《中期》

13	10	皐冑, 毌, 戈, 弓, 矢束	賚	2395
14	3	臣10家		5009―5011
15	5	弓, 矢束, 馬匹		5083
16	5	宗彝1肆、鼎2		5167
17	5	馬4匹、臣1家		5179
18		金		11796（＝13316）
19		馬		11818（＝13347）
20		赤金2鈑		Z/218

〈注1〉右者が介在しているが、冊命賜物が見出されないため、暫く当該事例表に含めておく。

このように、賜貝数量の下限及び上限の面で王・群臣間と群臣間の間で差別化が図られていたものと考えられるのであるが、またその賜貝数量は身分序列とも対応する形で計量されていたものと推定される。例えば、王から芮公叔に対して100朋を賜貝した際に同時に芮姒に対しては30朋を賜貝していたという事例については[19]、王が芮公とその夫人との間の身分序列を考慮して賜貝数量設定を行っていたものと見ることができよう。このような身分序列に対する配慮は群臣間においても共有されていたようであり、例えば、王から燕侯に対して20朋の賜貝が行われていたのに対し[20]、燕侯からその属臣である復や攸に対してはそれぞれ3朋が賜貝されており[21]、また王から伯姜に対して100朋の賜貝がなされていたのに対し[22]、伯姜からその属臣である従に対しては30朋が賜貝されている[23]。すなわち、群臣がその属臣〈すなわち王から見て陪臣〉に対して賜貝する際の賜貝数量は、王から群臣に対して賜与された賜貝数量の3分の1から6分の1程度に設定されていたようなのであり、これらの事例は群臣側においても王朝内における身分秩序をふまえた数量設定が行われていたことを示しているであろう。また、例えば王から50朋の賜貝を受けた公東宮が30朋を手元に残して残り20朋を子の效に授与していたという事跡も同様であり[24]、〔王―公東宮―效〕間における序列関係を反映した数量設定であったものと考えられよう。

上述のように、西周代においては王権を頂点とする［王―群臣―陪臣］間の君臣序列をふまえる形で賜貝数量が調整されていたものと考えられ、そのような調整行為は賜与行為の面で群臣との差別化を志向する王朝側の意図に沿うものでもあり、王朝側からも支持されていたであろう。また、西周代には特に外諸侯だけではなくその属臣も王からの賜貝対象とされており、陝東地域支配の安定化に賜貝行為が鋭意活用されていた点を指摘することが出来る[25]。

しかしながら、賜物が同一の種類であるということは賜与者の立場がある意味同格であることを含意することにもつながると推考され、数量の多寡は見方によっては相対的な違いしか意味しないという理解も成り立ち得る。それ故であろうか、やがて周王朝は貝に代わり得る非相対的な独自の賜物の選定を模索し始めることになり、殷文化の継承であり模倣に過ぎなかった賜貝事跡自体も西周中期を画期にほぼ消滅していくことになるのである。

第二節　賜α事例

αの範疇に含まれる賜物は、動物類〈馬など〉，不動産類〈「宋土」など特定の地名を冠した土地や田土など〉，臣民類〈臣・僕・鬲など〉，貴金属類〈金〔＝主に素材としての銅：「赤金」等とも称される〕・玉など〉，衣料品類〈原料となる絲・帛などや裘などの衣類製品〉，儀礼関連器類〈青銅彝器など〉等に類別され、西周前期以降において多様な組み合わせのヴァリエーションを構成している【表3参照】[26]。賜与対象者が王畿内外の別を問わず見出される点や、王・群臣間及び群臣間いずれの授受においても汎用されていた点は賜貝事例と同様であり、つまりαも王朝からは相対的な賜物として評価されていたものと思われる。賜α事例の傾向について概観すると、まず群臣間においては西周前期の段階で「金」と「馬」の賜与事例が圧倒的に多く、中期に入っても「馬」の事例数は若干減少するものの「金」の事例数は高率を維持している。しかし、後期に入ると「金」，「馬」共に事例数が激減しており、αの賜与儀礼自体が冊命儀礼の興隆に押される形でその役割を漸次逓減していったものと考えられる[27]。次に、王・群臣間においては西周前期に土地と臣民の授受が比較的多く見出され、封建が盛行していた時代相を反映していたものと見られる。ついで中期以降になると彤弓，彤矢に代表される「弓矢」関連器の賜与事例が増加傾向を示し、後期に入ってもその

表３　賜α事例表―（1）　王・群臣間

《前期》

	α物品	『呉』			
1	「褔土」	2382	13	「望土」	11800 （＝13542、13665）
2	臣 10 家	2451			
3	進金	2337―2339	14	金、臣	同上
4	金	2344 （＝11794）	15	6 品	11801 （＝13324）
5	白牡　【蔑暦、賞】	2385	16	賓　【蔑暦】	同上
6	鋁 3	4699―4700	17	鋁	13208
7	金 100 鋝	4984	18	鹿 3	13319
8	金	5111	19	米	13660
9	「宋土」	5139	20	周原の某地　〈注 1〉	14541 （＝15597― 15602）
10	臣 3 品：州人 , 重人 , 鄘人	5274			
11	馬	10658			
12	金、鬱鬯	11799	21	「畢土方五十里」	19255
			22	瓚	19778

《前期後段～中期前段》

23	駒両	11812―11813

《中期》

24	魚	2328	46	鞞剟	5320
25	駒 2	2369	47	狐裘	5385
26	□羮　【蔑暦】	2394	48	茅 , 鬱 , 芳 , 鬯 , 漿　【蔑暦】	6229
27	大具	2427	49	田	6230
28	盛弓 , 象弭 , 矢𦉢 , 彤欮	2431	50	矢束 , 素絲束	12405
29	弓 , 矢 , 虎盧 , 厹 , 冑 , 毌 , 殳	2434	51	羔俎 , 彘俎	12441 ―12442
30	禾 50 秭	2441			
31	脡牲大牢 , 鬯束 , 鬱拲　【蔑暦】	2442	52	弓	13318
32	璋　〈注 2〉	2450	53	瑀圭 1, 篆璋 4	13544
33	豹裘	2475	54	鹵 100 𨻰　【蔑】	14515
34	鹿	5082	55	駒	14525 （＝14797）
35	犓 , 騂 , 犅　【蔑暦】	5170			
36	魚 100　【蔑暦】	5178	56	彤弓 1, 彤矢 100, 馬 4 匹	15314 ―15317
37	貒裘	5182			
38	牛 3　【蔑暦】	5204	57	吉金	15415
39	饔器	5205	58	馬両	Z/199
40	玉 5 玨 , 馬 4 匹 , 矢 3000	5231―5232	59	牲 5	Z/436
41	「大則于段」　【蔑暦】	5234	60	□□矢 , 金車 , 金旟	Z/456
42	爵	5237	61	緄帯	Z/791 （＝Z/880）
43	虎裘	5280―5283 （＝5674）			
44	彤弓 1, 彤矢 100, 馬 4 匹	5299―5300			
45	赤金 10 鈑	5301			

《後期》

62	「呉𦬊旧疆」	2446	71	馬 4 匹 , 駒車	14539
63	玉 5 瑴 , 馬 4 匹 , 矢 5 束	2464	72	鐘	15264
64	䜌犅 32 匹	2465—2467	73	田車 , 馬乗	15292 —15296 （＝15814）
65	土田	2500			
66	夷臣 10 家　賵五鋝	5242			
67	馬 4 匹	5244—5247			
68	「趉睽里」	5344—5345	74	駒 4 匹	15298 —15313
69	馬	5664—5665			
70	乗馬 , 弓 , 彤矢其央 , 鉞	14538	75	賓金	Z/472

一（2）　群臣間

《前期》

1	金	2139 （＝4871）	25	金	8575
			26	馬匹	10655
2	馬　【賞】	2183—2184	27	弜	11747
3	睘□煩叟　【蔑暦】	2225	28	金	11764
4	「杞土 , 麇土 , 㮚禾 , 齛禾」	2226	29	鋁 2, 筆 2　【賞】	11776 （＝13295）
5	僕	2258			
6	「田三于待劑」	2321	30	白馬 , 嬧黄 , 髪微	11802 （＝13325）
7	絲 50 鋝　【蔑暦】	2322			
8	赤金	2323	31	臣 10 家	11806
9	曼絲	2327	32	金	11820
10	逐毛両 , 馬匹　【賞】	2345	33	鬯 , 金 , 小牛　〈注 5〉	11821 （＝13548）
11	白馬　【賞】	2390—2393			
12	豕鼎 1, 爵 1 【賞】	2423	34	馬	13298
13	金	4537 （＝Z/533）	35	馬　【賞】	13344
			36	小僰	13345
14	金	4672	37	金　〈注 6〉	13541
15	馬匹　〈注 3〉　【賞】	4994	38	金	14432
16	裘　〈注 4〉	5008	39	金 1 鈞	14433
17	秦金　【賞】	5023	40	絲束 , 苴丙幕 5, 苴冪 2, 馬匹 , 毳布 3, 團篷 3, 琜朋	14529
18	帛 , 金	5112			
19	鬱鬯 , 白金 , 雛牛　【賞】	5113—5114	41	馬	Z/143
20	金車	5202	42	宝玉 5 品 , 馬 4 匹	Z/213
21	金車	5221	43	伯工王	Z/893
22	畫毌 , 戈 9, 金車 , 馬両	5225	44	圭 1, 璧 1, 璋 5	同上
23	緋琮	5226			
24	□　【賞】	同上			

《中期》

45	鼎	2103	64	圭瓚彝 1 肆 , 醬尊〔略〕【蔑暦】	5321
46	帛 , 金	2228			
47	金 1 鈞 , 緋琮	2291	65	瓚 4, 璋瑴 , 宗彝 1 肆 , 馬 10 匹 , 牛 10,「乍一田」〈略〉	5389
48	金 【蔑暦】	2340	66	瓚	11783
49	馬轡乗	2341	67	馬 , 裘 【蔑暦】	11792 (＝13314)
50	「祖僕 2 家」	2405			
51	赤金鎣	2515	68	赤金 【蔑暦】	11807—11808
52	魚 300 【蔑暦】	3035			
53	玉 5 品 , 馬 4 匹 【蔑暦】	3039—3040	69	馬乗 , 盞㝅 2 【蔑暦】	11810
54	金 【蔑暦】	3359	70	田 , 牲馬 15 匹 , 牛 69 𩰫 , 羊 385 𩰫 , 禾 2 廩	11811
55	馬 2, 玉 , 金	4609—4610			
56	100 晦糧	5067—5071	71	僕 30 夫	12440
57	赤金 【蔑暦】	5115	72	金車 , 弓 , 矢	13307
58	金 【蔑暦、賞】	5121—5122	73	璋 【蔑暦、賞】	13336
59	井 5 楗 , 袸胄 , 干戈	5173	74	馬	13339
60	宗彝 〈注 7〉	5213	75	宗彝 1 肆 , 車馬両 【蔑暦】	13343
61	幬 200, 丹 2 量 , 虎皮 1 【蔑暦】	5220	76	麀棄韋両 , 赤金 1 鈞	14791
			77	馬	Z/229
62	金 10 鈞	5235	78	金 5 鈞	Z/441
63	爵𡚬之戈 , 琱玉 , 黄□	5314	79	僕 6 家	Z/882

《後期》

80	賢弼 , 鼠膺 , 虎裘 , 豹裘	2279	84	幵棄 6, 僕 4 家 , 金 10 鈞	12438—12439
81	圭瓚 1, 鐘 1 肆 , 鐈鎣 100 鈞	2500	85		
82	馬乗 , 鐘 5, 金	5183—5186	86	金 【蔑暦】	12443—12444
83	弓 1, 矢束 , 臣 5 家 , 田 10 田	5387—5388	87		

注 1　器自体は中期であるが、事跡は前期〈周初〉なので、前期欄に掲示しておく。
注 2　王国維らは偽器説をとっている〔『呉』の備注欄参照〕。
注 3　「自王」とあるが、「賞」与者は懋父であり、本稿では暫く本表に付載しておく。
注 4　「対揚王休」とあるが、賜与者は王姜であり、本稿では暫く本表に付載しておく。
注 5　亢師と作冊夨の二人に同一賜物〈鬯 , 金 , 小牛〉が賜与されている。
注 6　14785 が、ほぼ同銘である。
注 7　5214 が、ほぼ同銘である。

賜与事例は存続している。「弓矢」関連器は群臣間においても賜物として運用されており[28]、相対的賜物の一例であると理解されるが、特に陝東地域関連の事跡で用いられていたという点で、後述する“冊命儀礼の欠”を補う役割を担っていたものと考えられる。

第三節　冊命賜物事例

冊命賜物は、(1) 服飾品, (2) 旗飾品, (3) 馬飾品, (4) 車飾品, (5) 武具飾品等の各種品目に大別される【表 4 参照】。その中でも事例数の多さで際立っているのが、(1) の例に含まれる「韍」類,「衡」類,「舄」類,「衣」類、及び (2) の例に含まれる「旂」類、(3) の例に含まれる「勒」類であり、これら韍・衡・舄・衣・旂・勒の 6 品目を、本稿では冊命賜物群中最も典型的な事例であ

るという含意を以て《スタンダート品目》と称することにする。《スタンダート品目》のうち、韍は「膝掛け」、衡は「腰帯」、舄は「履」、衣は「上衣」、旂は「旗指物」、勒は「銜を含めた馬のおもがい」であり[29]、各類それぞれ複数の種類に分かれるが、各類中で比較的事例数が多いのは、韍では赤韍、衡では朱衡又は幽衡、舄では赤舄、衣では玄衣、旂では鑾旂〈鈴付き旗〉、勒では鑾勒〈鉄製の勒〉であった。そうして、冊命賜物に共通するのは、原則として群臣間においては授受されることがなく、王によってのみ運用されていたという点であり、その意味でこれらの品目は前記の貝やαの品々とは異なり“絶対的”な賜物であったということが出来る。但し、一方で冊命賜物はその概要を見ても判るように、端的に言って売り物にならない、実用的価値に乏しい物品ばかりであり、副葬品等に用いられない限り、受命者のもとに大切に保管されるモニュメンタルな事物として扱われていたものであろう[30]。少なくとも西周王朝が健在である間は、王権から地位の保証を得ていることを示すシンボリックな物品であるという点で、一種の「威信財」としての役割を担っていたものと解釈される[31]。

次に、冊命儀礼の初発的段階から完成段階に至るまでの冊命賜物の傾向について具体的に検証していく。まず、《Ⅰ型》,《Ⅱ型》,《Ⅲ型》毎に、スタンダート品目の事例数量面における変遷過程について概観しておくことにする[32]。《Ⅰ型》では、前期において韍が3例，舄2例，衣2例，旂2例，勒1例が見出され、衡は未見であり、また旂，勒各々の代表例である鑾旂，鑾勒も未見である。思うに、冊命儀礼がいまだ登場していない西周前期においては冊命賜物の品目自体もいまだ形成途上にあり、定式化には至っていなかったものであろう。ただ、前期における使用の実績が、中期になって冊命儀礼の品目として採用されるに際して参考に供されたという経緯は想定され得るであろう。ついで中期に入ると韍は8例〈又は9例[33]〉，衡6例，舄1例，衣7例，旂9例，勒5例〈又は6例[34]〉と大方漸増し、衡や鑾旂，鑾勒も現れている。続く後期では韍4例，衡4例，舄2例，衣0例，旂2例，勒4例というように漸減する。次に、《Ⅱ型》及び《Ⅲ型》については、いずれも中期以降に現れており、まず中期に《Ⅱ型》は韍16例，衡16例，舄3例，衣7例，旂9例〈又は11例[35]〉，勒7例であり、《Ⅲ型》は韍23例〈又は24例[36]〉，衡18例，舄5例，衣12例，旂17例〈又は19例[37]〉，勒10例を数える[38]。ついで後期に入ると《Ⅱ型》は韍2例，衡2例，舄0例，衣1例，旂2例，勒0例、《Ⅲ型》は韍8例，衡11例，舄3例，衣6例，旂8例，勒10例となる[39]。中期に《Ⅱ型》と《Ⅲ型》の事例数量がほぼ拮抗していたのは、冊命儀礼の定式化がいまだ確定していない情況〈《Ⅲ型》の優位が確定していない情況〉であったことを示しているものと思われ、後期に《Ⅱ型》が激減していたのに対して《Ⅲ型》は漸減しつつもスタンダート品目を全種類存続させていたのは、冊命儀礼の定式が《Ⅲ型》に統合されつつある情況を示唆するであろう。

続いて、冊命賜物対象者の地理的分布について、《Ⅰ型》,《Ⅱ型》,《Ⅲ型》の分類に基づきつつその変遷過程の検討を進める。まず西周前期においては《Ⅰ型》の事例のみしか認められず、例えば曽・鄂の𠂤の管理を命じられた王官に授与した例や[40]、就封時の井侯に授与した例など[41]、王畿外の支配に関連する者に冊命賜物が与えられている事例が見出される。これに対し、西周中期に入ると《Ⅱ型》及び《Ⅲ型》の事例が登場し、賜与対象者の所在として鄭や豊，畢や成周など、関中王畿内もしくは河南王畿内と見られる地名が頻見するようになる[42]。ただ、中期にはいまだ《Ⅱ型》の事例で蔡のような王畿外の地名も見出され[43]、また《Ⅰ型》の事例では㠱侯の補佐に従事する王官や斉国征伐に従事する王官の事例[44]、または𠂤侯や晋侯等が受命者となる事例が認められ[45]、王畿外関連の賜与も《Ⅰ型》を中心に一定程度行われていたことが判る。しかし、後期に入ると《Ⅰ

型》,《Ⅱ型》,《Ⅲ型》いずれも王畿外の者が賜与対象となる事例は見出されなくなり、冊命賜物の用例は畿内対象者に対する賜与で占められるようになっていったようである[46]。このような変化は、冊命儀礼自体が本来王畿内諸侯や王官を対象とする王畿内君臣儀礼であったという点に由来していたものと考えられるが、この点に関しては次章及び第三章において引き続き考究していくことにする。

さて、冊命賜物は原則として王のみによって運用されていた点については先述した通りである。しかし、若干ではあるが例外的な事例も存在するため、その点について言及しておく必要があろう。例えば、王姻姜や嬀が玄衣を賜与していた事例や益公が旂を授与していた事例[47]、または伯氏、叔氏や伯氒父が戈琱戚等の武具飾品を賜与していた事例等がそれであり[48]、いずれの用例でも群臣レベルの者達によって冊命賜物が運用されている。但し、王姻姜の場合は王妃という王に準ずる王族による賜与であり、また益公の賜与はおそらく王命に基づく賜与であって[49]、双方共にある意味王による特別措置の範疇に属する事例であろう。また、叔氏や伯氒父の事例は自らの族内における、いわばオフィシャルではない場での授与であり[50]、非公式の場における例ということで王朝側の暗黙の了解が与えられていたのではないかと推考される。従って、嬀や伯氏等の事例も、同様の事情が想定されるのであって、前記の基本的理解に修正を迫る根拠とまではなし難いであろう。いずれにしても、冊命賜物のうち殊にスタンダート品目については群臣間における使用を避ける傾向が強かったものと思われ、例えば師氒父（＝伯氒父）が師嬰に素韍を賜与しようとした際に「恐告于王」と王の許可を要請していたように[51]、王の意向に極力配慮する姿勢を示す必要があったものと見られるのである。要するに、やはり原則として冊命賜物の運用は王の専有に帰していたものと考えられよう[52]。

第二章　冊命賜物及び冊命儀礼の成立過程とその諸形式

第一節　冊命賜物のシンボル・カラーについて

西周代の賜物群に関わる金文を概観すると、通常その色彩に関する記述が付記されていることに気付く。賜物の種類を問わず、また略されることもなく言及されていたということは、その色彩の選定に重要な意味があったからに他ならないであろう。そうして、もし選定される色彩にある種の傾向性が窺われるならば、それは当該期における賜物及びその賜物が運用される場の特質を解明する糸口ともなり得るのではないかと思われる。本節ではこの点を踏まえ、前章で扱った冊命賜物の類別を基準に、時期別に検討を進めていくことにする【表4参照】。

西周前期においては、冊命賜物の事例として、赤系事物のうちの「彤」類に属する弓矢〔弓1、矢100〕の賜与例があり[53]、同じく赤系の事例として臣民の「赭𧟌臣200家」を賜与したという例がある[54]。また、黒系事物として「旅」類に属する弓矢の賜与例〔弓10、矢1000〕があり[55]、「玄」類の事例も1例〔戈1〕あげられるが[56]、スタンダート品目の韍，𠂤，旂等についてはいまだ色彩に言及する例はない。他にαの例として、白系事物の白牡を賜与した例がある[57]。なお、王や外諸侯が儀礼中で白旂や白鹿，白狐等の白系事物や赤系事物の赤旂舟を用いたという事例がある[58]。

次に中期に入ると[59]、まず《Ⅰ型》の事例として、赤系の「赤」類が6例〔韍1、㬎韍2、𠂤1、旂1、社1〕[60]，「朱」類4例〔韍1、衡2、鞹函靳1〕[61]，「彤」類3例〔弓矢1、綏2〕[62]，「纁」類

1例〔虎冪裏1〕[63]、黒系の「玄」類5例〔衣黹純2、衣澮純1、衮衣1、衣1〕[64]，「幽」類2例〔韍1、衡1〕[65]，「緇」類3例〔韍3〕[66]，「旅」類1〔弓矢1〕[67]、青系の「蔥」類1例〔衡1〕[68]があげられる。《Ⅱ型》の事例は、赤系事物のうち「赤」類10例〔韍5、㒳韍2、舄3〕[69]，「朱」類6例〔衡4、大衡1、環1〕[70]，「彤」類2例〔綏2〕[71]、黒系の「玄」類5例〔衣黹純5〕[72]，「幽」類5例〔衡5〕[73]，「緇」類7例〔韍7〕[74]、白系の「素」類1例〔韍1〕[75]が挙例される。《Ⅲ型》の事例は、赤系の「赤」類22例〔韍11、㒳韍6、舄5〕[76]，「朱」類8例〔衡6、鞹函靳1、鞹靳1〕[77]，「彤」類4例〔綏4〕[78]，「纁」類2例〔虎冪裏2〕[79]、黒系の「玄」類10例〔衣黹純5、衣澮純1、衣幓純1、衮衣3〕[80]，「幽」類7例〔衡7〕[81]，「緇」類6例〔韍6〕[82]、白系の「素」類2例〔韍1、衡1〕[83]が列挙される[84]。

後期では、《Ⅰ型》の事例として、赤系の「赤」類2例〔舄2〕[85]，「朱」類8例〔韍3、旂2、鞹函靳3〕[86]，「纁」類3例〔虎冪裏1、虎幎裏2〕[87]、黒系の「幽」類1例〔衡1〕[88]、青系の「蔥」類1例〔衡1〕[89]、白系の「素」類1例〔鉞1〕[90]があり、《Ⅱ型》の事例として、赤系の「赤」類2例〔韍1、㒳韍1〕[91]，「朱」類2例〔衡2〕[92]、黒系の「緇」類1例〔器種不詳1〕[93]がある。《Ⅲ型》の事例としては、赤系の「赤」類10例〔韍7、舄3〕[94]，「朱」類7例〔衡5、鞹函靳2〕[95]，「彤」類2例〔綏2〕[96]，「纁」類2例〔虎冪裏2〕[97]、黒系の「玄」類6例〔衣黹純5、衮衣1〕[98]，「幽」類3例〔衡3〕[99]、白系の「素」類1例〔韍1〕[100]がある[101]。

上述したデータに拠ると、一見して明らかなように、冊命賜物の色彩は赤系，黒系，白系，青系の4系色にほぼ限定されていたものと考えられ、またそのうちでも特に赤系色及び黒系色の事例数が突出して多いのが判る。例えば、スタンダート品目の事例を参照すると、韍では赤系の赤韍・赤㒳韍・朱韍の他に黒系の緇韍が多見し、同じように衡では赤系の朱衡や黒系の幽衡が頻見している。また、舄及び衣は赤系の赤舄及び黒系の玄衣の事例によって占められている。冊命賜物は礼具であり、その色彩は無論自然色ではないため、その色彩の選定に極端な偏りが見られるという点は重要である。すなわち、周王朝は明らかに赤系色と黒系色を「王朝系事物の色彩」として選好していたのであり[102]、いわば“王家のシンボル・カラー”として認識していたものと考えられよう。先述のように、冊命儀礼が導入される前の西周前期において既に冊命賜物として赤系色や黒系色が用いられていたことを想起すると、或いは王朝成立当初より同系色を好む傾向を有していたものと想定され、それが中期以降に形成された冊命儀礼において賜物の色彩として確定する背景となっていたものであろう。そうして【表4】を参照すると、中期から後期にかけて《Ⅰ型》，《Ⅱ型》，《Ⅲ型》いずれの形態においても赤系色の事例数が黒系色のそれを凌駕・圧倒していっている情況が窺われ、次第に周王朝のシンボル・カラーは赤系色を主とするようになっていったのではないかと推定される。

ただ、ここで注目すべき重要な点が2つある。1つは、周に先行する王朝である殷王朝ではシンボル・カラーを設定するという発想自体が認められないという点である。そうすると、王朝を体現する色彩を選定するという企図を初めて具現化した王朝は周王朝であったということになり、この後歴代の中国王朝が自らのシンボル・カラーを選定する伝統の起源が当該期の周王朝にあったということになるのである。やがて戦国期以降になると、このような発想は五行説の形成と相俟って従前の歴代王朝の王朝色選定作業へと進むことになるのであろう[103]。もう1つの重要な点は、上記のように賜物にシンボル・カラーを用いるという操作が、群臣間の賜物においては基本的に見出されないという点である。西周前期に白馬を賜与した事例が2例、また中期に「黄□」を賜与した事例が1例あり[104]、その他は先述した中期における王姜及び嬀からの玄衣賜与の例や伯氏からの彤綏賜

表 4　賜冊命賜物事例表一（1）〔Ⅰ型〕

《前期》

	冊命賜物	『呉』			
1	鬯，旂，韍，采䍙	2461	4	𡚬鬯 1 卣，商瓚 1 □，彤弓 1，彤矢 100，旅弓 10，旅矢 1000，土〈略〉，宜王人 17 姓，鄭 7 伯，「厥盧□又五十夫」，「宜庶人六百又□六夫」	5373
2	鬯 1 卣，絅衣，韍，舄，車馬，「乃祖南公旂」，邦𤔲 4 伯，「人鬲自馭至庶人」659 夫，夷𤔲王臣 13 伯，人鬲 1050 夫	2514			
3	弓 1，矢 100，畫皋 1，貝冑 1，金毌 1，戚戈 2，矢𦉢 8	2516	5	玄琱戈，赭𡚬臣 200 家，「王乘車馬」，金勒，絅衣，韍，舄，	11820

《中期》

6	秬鬯 1 卣，玄袞衣，幽韍，赤舄，駒車，畫紳，幬較，虎幃，羃袙里幽，鋚勒，旂五旂，彤弓，彤矢，旅弓，旅矢，□戈，皋冑	2480	19	朱韍，蔥衡，鞞璲，玉琮，車，電軫，賁縡較，朱鞹函靳，虎冪纁裏，錯衡，右軛，畫轉，畫輴，金踵，金軛，金簟茀，魚箙，朱旂旜，金芜 2 鈴　賵 20 鋝	5383
7	「汝乃祖旂」	2487			
8	玄衣黹純，赤韍，朱衡，鑾旂，大師金膺，鋚勒	2495	20	鈴，勒	5401
			21	駒	5661—5663
9	赤⊖［韍］	2515	22	織衣，鑾	5974
10	緇韍，旂	4985	23	「□［鋚］勒」	14503
11	織衣，赤⊖韍，鑾旂	5154—5155	24	□□、朱衡	14516
12	玄衣，赤社　【蔑曆】	5171	25	玄衣黹純，緇韍，幽衡，鑾，赤旂五日，膺□	14528
13	鑾旂　【蔑曆】	5180—5181			
14	佩　〈注 1〉	5189—5196	26	韍，鑾旂	14790
15	緇韍，絅衡，鋚□	5217	27	玄衣漞純，戈琱戚，彤，柲【［蔑］曆】	Z/230
16	鑾旂	5218—5219			
17	毌 5，錫簦，盾生皇畫内，戈琱戚，厚柲，彤緌	5248—5250			
18	秬鬯 1 卣，金車，賁幬較，賁函朱鞹靳，虎冪朱裏，金筩，畫輴，金軛，畫轉，馬 4 匹，鋚勒	5365			

《後期》

28	秬鬯 1 卣，祼圭瓚宝，朱韍，蔥衡，玉環，玉琮，金車，賁縡較，朱鞹函靳，虎冪纁裏，右軛，畫轉，畫輴，金桶，錯衡，金踵，金轙，束約，盛，金簟茀，魚箙，馬 4 匹，鋚勒，金嚈，金膺，朱旂 2 鈴	2518	31	秬鬯 1 卣，乃父韍，赤舄，駒車，賁較，朱鞹函靳，虎幎纁裏，畫轉，畫輴，金筩，馬 4 匹，鋚勒	5683
			32	赤韍，幽衡，鋚勒	14543
29	秬鬯 1 卣，圭瓚，夷訊 300 人	5402	33	秬鬯 1 卣，弓，矢 100，馬 4 匹	15298—15313
30	秬鬯 1 卣，赤韍，五衡，赤舄，牙僰，駒車，賁較，朱鞹函靳，虎幎纁裏，畫轉，畫輴，金筩，朱旂，馬 4 匹，鋚勒，素鉞	5680—5682			

—（2）〔Ⅱ型〕

《中期》

	冊命賜物	『呉』			
1	絅衡，僱旟	2367	13	韍，朱衡	5305—5306
2	赤⊖韍，玄衣黹純，鑾旂	2432	14	佩，緇韍，朱衡，金車，金旞	5368—5369
3	緇韍，絅衡，鑾	2433	15	赤舄	5371
4	琱戚，旂五日	2437	16	玄衣黹純，緇韍，絅衡，戈琱戚，厚柲，彤緌，鑾旂，鋚勒	5378
5	幽衡，鋚勒	2440	17	佩，緇韍，朱大衡	5676（＝5315—5318、Z/457—458
6	赤韍，鋚勒	5238—5241			
7	織衣，赤⊖韍，鑾旂　賯五鋝	5289			
8	赤韍，朱衡，玄衣黹純，鑾旂	5290	18	緇韍，絅衡	11805（＝13330）
9	緇韍，朱衡，鑾	5293			
10	玄衣黹純，素韍，金衡，赤舄，戈琱戚，彤緌，鋚勒，鑾旂五日	5294	19	赤韍，幽衡，鋚勒，旂	14530
			20	佩，緇韍，絲衡，金車，金旞	14531（＝14799）
11	鑾旟	5295	21	赤韍，朱環，玄衣黹純	Z/447
			22	幽衡，鋚勒，鑾旂	Z/449
12	赤韍，幽衡，鑾旂　賯五鋝	5304	23	絅衣，赤舄，幽衡，鋚勒，「田于盍于小水」	Z/455

《後期》

24	織衣，赤⊖韍	5215	26	緇，朱衡，鑾	15343—15349
25	赤韍，朱衡，鑾旂	5227			
			27	䚄韍，金車，旂	Z/222

—（3）〔Ⅲ型〕

《前期後段～中期前段》

	冊命賜物	『呉』
1	赤韍，幽衡，鋚勒	11814（＝13546—13547）

《中期》

2	赤㒳戠，鑾旂	2452
3	金車，旂，㒳［戠］，幽衡	2453 （＝5673、14798）
4	緇戠，絇衡，玄衣黹純，戈琱戚，旂	2476
5	赤𠂤	2481
6	素戠，參絇，帛悤，「田于埜」，「田于埤」〈略〉	2513
7	赤戠	5212
8	玄衣滟純，緇戠，幽衡，金膺	5230 （＝Z/446）
9	玄衣黹純，緇戠，絇衡，戈琱戚，厚柲，彤綏，旂鑾	5257 〈注 2〉
10	鑾	5258 （＝Z/448）
11	赤戠	5268
12	赤㒳戠，鑾旂　瞗五鈐	5284—5287
13	赤𠂤，鉴勒	5291—5292
14	赤戠，縈衡，鑾旂	5312
15	朱衡，賁襯，玄衣黹純，鑾旂五日，戈畫戚，厚柲，彤綏	5313
16	赤㒳戠，鑾	5319
17	織衣，㒳戠，鑾旂	5326
18	賁，朱衡，玄衣黹純，戈畫戚，厚柲，彤綏，旂五日，轡	5328
19	赤戠，朱衡，旂	5330
20	赤戠，絇衡，麗皷	5331—5334
21	鉴勒	5336
22	〈初賜〉緇戠，素衡，鑾旂 〈追賜〉玄衣黹純，赤戠，朱衡，戈琱戚，彤綏，旂五日	5337
23	金勒	5338
24	赤戠，朱衡，中褧，鉴勒	5346—5349 （＝Z/951）
25	赤㒳戠，鑾旂　瞗五鈐	5350—5351
26	赤戠，幽衡，鉴勒	5376—5377
27	鬯卣，赤戠，幽衡，鉴勒 瞗武鈐	5386
28	玄袞衣，赤𠂤	5398
29	緇戠，幽衡，玄衣㬎純，鑾旂五日	5399—5400
30	秬鬯１卣，金車，賁較，畫輞，朱鞹函靳，虎冪纁裏，旂，駱４匹　［瞗］□鈐	5403
31	織衣，緇戠，絇衡，旂	10659
32	秬鬯１卣，玄袞衣，赤戠，幽衡，赤𠂤，鉴勒，鑾旂	12446
33	秬鬯１卣，玄袞衣，赤𠂤，金車，賁函，朱鞹靳，虎冪纁裏，賁較，畫轉，金筩，馬４匹，鉴勒	13545
34	赤戠，朱衡，鉴勒	Z/450
35	幽衡，鉴勒	Z/453—454

《後期》

36	赤戠，幽衡，鉴勒	2463
37	玄衣黹純，戈琱戚，厚柲，彤綏，鉴勒，鑾旂	2478
38	玄衣黹純，赤戠，朱衡，鑾旂	2484—2486 （＝5354—5361）
39	玄衣黹純，赤戠，朱衡，鑾旂	2490
40	玄衣黹純，赤戠，朱衡，鑾旂，鉴勒	2492—2494 （＝5390—5397、12451—12452、14540）
41	秬鬯１卣，玄袞衣，赤𠂤，駒車，賁較，朱鞹函靳，虎冪纁裏，畫轉，畫輞，金筩，馬４匹，鉴勒	2503—2512
42	幽衡，鉴勒	5243
43	賁，朱衡，玄衣黹純，旂，鉴勒，戈琱戚，彤綏	5296 —5298
44	祖巾，五衡，赤𠂤	5324 —5325
45	赤戠，幽衡，鑾旂，鉴勒	5339
46	赤戠，絇緀衡，鑾旂	5242—5343
47	赤戠，朱衡，鑾旂，鉴勒	5364
48	秬鬯１卣，金車，賁較，朱鞹函靳，虎冪纁裏，右軌，畫轉，畫輞，金筩，馬４匹，鉴勒	5374 —5375
49	素戠，金衡，赤𠂤，鉴勒	5381 —5382

—（4） 賜冊賜賜物事例表

《中期》

1	玄衣黹純，旂四日	5278	4	畫靳，牙僰，赤舄	12436—12437
2	赤［韍，朱衡］，旂 〈注 3〉	5329			
3	駁靳，鞹韍，鋚勒	5671—5672	5	玄衣黹純，赤韍，朱衡，戈琱戚，彤緌，厚柲，鑾旂	14534

《後期》

6	玄衣純黹，赤韍，朱衡，鑾旂，鋚勒	2479	8	鼠膺	5302
7	玄衣黹純，赤韍，朱衡，鑾旂，鋚勒，彤緌，戈琱戚，厚柲	2482（＝14537）			

—（5） 賜冊䜌命賜物事例表

《中期》

1	赤韍，幽衡，金車，金勒，旂 䞓 10 鋝	5362

—（6） 賜冊贅賜物事例表

《後期》

1	秬鬯 1 卣，「田于鄗卅田、于𢓊廿田」	2501—2502

〈注 1〉類銘に 15593—15596 がある。
〈注 2〉右者は介在していないが、「冊命ワード」があるため暫く当該事例表に所掲しておくことにする。
〈注 3〉「冊賜」の事例とする解釈及び［ ］内の識字も呉の判断に拠る。

与、後期に入ってからは叔氏からの彤緌賜与及び伯龢父からの素韍賜与の例があるのみであり[105]、王𠛬姜以下の事例はいわば例外的措置であったことは前述の通りである。白馬の色彩は所与の天然色であり、礼具の色彩選定と同列に論じることは出来ない。つまり、シンボル・カラーは群臣間においてほぼ全く問題とされていなかったものと考えられるのであり、このことは、シンボル・カラーを不可欠の要素とする冊命儀礼が行われていた場の本質を示唆する。すなわち、冊命儀礼は群臣間の関係性が容喙し得ない領域において、つまり金文上の表現で言うところの「王家」内において、《王朝内部の儀礼として》王畿内の職事に対象を特化して運用されていたのではないかと推考されてくるのである。

第二節 冊命儀礼関係諸官の成立過程について

上述した冊命儀礼の特質について、本節では冊命儀礼関係諸官の性格の変遷という観点から考察を更に進めることにしたい。冊命儀礼の先駆形態と見られる賜与儀礼やいわゆる冊命儀礼を所管する担当官として、以下にあげる呼賜者，呼召者，右者及び狭義の冊命官がある。

《第一項 呼賜者》

“冊命儀礼の場以外”における、“狭義の冊命官以外の直接的賜与者”として「命賜者」，「召命賜者」，「命貺者」，「命饋者」等の定型句で称せられる者達がおり、本稿では彼等のことを「呼賜者」という呼称で統称することにしたい【表 5（1）参照】。呼賜者は西周前期には既に現れており[106]、その就任者には、宰などの王官はもとより「国名（＋）伯仲叔季」の親族称謂を有する有力大族〈例：井伯〉も含まれていた[107]。呼賜者から賜与される対象者には外諸侯も含まれ、しかも異姓の外諸侯もその例に含まれていた[108]。中期以降、呼召者や右者とセット関係を構成することもあったが[109]、「冊命」ワードのある儀礼では現れず、後期にはその事例数自体が激減しており、同様の役割を担う狭義の冊命官に切り替わったものと見られる。

《第二項　呼召者》

呼召者は「使召者」,「命召者」とも称せられ、西周前期後段に現れた【表５（2）参照】。有力大族が就任している例もあり[110]、受命者を「召し出すこと」〈儀礼の場に導くこと〉を任務としていた。賜与は王自ら行うこともあったが[111]、呼賜者とセット関係を構成して呼賜者によって賜与が行われることもあった[112]。賜与対象者には外諸侯も含まれており〈事例で確認出来るのは姫姓外諸侯のみ〉[113]、「冊命」ワードのある儀礼では現れない[114]。

《第三項　右者Ｂタイプ》

呼召者と並存的なタイプの右者であり、「冊命」ワードを伴わず、冊命賜物も扱わず、狭義の冊命官とのセット関係も構成しないため、呼召者と同様に王が自ら賜与を行うこともあった【表５（3）参照】[115]。

西周中期に現れ、有力大族や王官が就任しており[116]、受命者を「右けて（佑助して、補佐して）」儀礼の場に導くことを役割としていた。また、受命対象者には外諸侯も含まれていた〈事例で確認出来るのは姫姓のみ〉[117]。

《第四項　右者Ａタイプ》

西周中期以降に現れており、有力大族や王官大族〈王官の官職を冠した大族：例 / 嗣馬井伯〉が多く就任していた【表５（4）参照】。「冊命」ワードのある儀礼では、ほぼ必ずこのタイプの右者が任務に就いていたが、時として「冊命」ワードのない儀礼でも就任している例がある[118]。これは、右者が「冊命」ワードの確定以前に登場し、やがて「冊命」ワードが用いられる儀礼のキャストとして固定化したことを示すものと思われる[119]。王官の立場の者を受命者としており、外諸侯は受命対象者から外されていた。つまり右者Ａが登場する冊命儀礼の場合、王家内〈王畿内〉で授受関係が完結していたものと見られる。また、受命対象が大族の場合には、「○伯」や「伯○父」のような族称謂は避けられ、「師○」,「師○父」のような王官称謂を用いることが一般的であった[120]。受命者を「右けて」儀礼の場に導くことを役割としており、西周後期に入ると呼賜者とのセット関係が消滅して狭義の冊命官とのセット関係のみとなり、［右者＝冊命官］の定式が確立する。

《第五項　冊命官》

狭義の冊命官は西周中期以降に現れており、「冊命」ワードのある儀礼では必ず就官している【表５（5）参照】。史職の者が任ぜられることが一般的であり、名前すら明記されないこともあり[121]、地位は高くなかったものと見られる〈文面上、略されることもままある〉[122]。ほぼ全ての事例で右者との間でセット関係を構成しており、王官の立場の者を受命者としていた。

以上、冊命儀礼の先駆形態と見られる賜与儀礼及び冊命儀礼の関係諸官についてその史的変遷過程を略述してきたが、その結果明らかとなったのは、賜与対象領域が冊命儀礼の導入を契機に大きく変貌していたという点である。狭義の冊命官の先行形態と見られるのが呼賜者であり、同じく右者の先駆的形態と見られるのが呼召者であるが、呼賜者及び呼召者の賜与対象が王畿外地域をも含んでいたのに対して、右者のいわば完成形態であると見られる右者Ａタイプ及び狭義の冊命官の賜与対象は王畿内地域に限定されていた。そうすると、王畿外をも賜与対象とする右者Ｂタイプは、呼召者と右者Ａタイプの両者の属性を併せ持ついわば折衷的性格を備えていたものと評価することが出来よう。

表 5　冊命関係諸官出典表　—（1）呼賜者

※《◇呼召者とセット関係を構成する事例、●：右者とセット関係を構成する事例。表（2）もこれに準ず》〈注 1〉

〈Ⅰ〉賜「貝」事例

断代	『呉』：著録番号
中期	5206、5236、12426

〈Ⅱ〉賜「α」事例

殷代	19344
前期	10658、11747、11800（＝13542、13665）、11801（＝13324）、13319、13660
中期	2427、2431、2442、2448、●5293、●5294、●5295、●5304、●5305—5306、5385、6229、13544、14503、14515、◇5280—5283
後期	5380、◇2465—2467、15160、

〈Ⅲ〉賜「冊命賜物」事例

中期	11805（＝13330）、Z/447

〔※（14503）の賜与物「［鉴］勒」は、「鉴」字が判然としないため、本稿では「α」事例に含めておく〕

—（2）呼召者　：【賜「α」事例のみ】〈注 2〉

前期後段～中期前段	11812—11813
中期	2369、2475、◇5280—5283、5661—5663、12441—12442〈二名〉、14797
後期	◇2465—2467、5344—5345、15292—15296、15298—15313

—（3）右者 B タイプ　：【賜「α」事例のみ】〈注 3〉

中期	15314—15317
後期	5380、5402、15298—15313

—（4）右者 A タイプ　：《ほぼ賜「冊命賜物」事例のみ》

※〔◉：賜「α」事例〕

前期後段～中期前段	11814（＝13546—13547）
中期	2367、2432、2433、2437、2440、◉2441、2452、2453（＝5673、14798）、2476、2481、2513、5212、5230（＝Z/446）、5238—5241、5258（＝Z/448）、5268、5278、5284—5287、5289、5290、5291—5292、5293、5294、5295、5304、5305—5306、5312、5313、5319、5326、5328、5329、5330、5331—5334、5336、5337、5338、5346—5349、5350—5351、5362、5368—5369（＝Z/462）、5371、5376—5377、5378、5386、5398、5399—5400、5403、5671—5672、5676（＝5315－5318、Z/457—458）、10659、11805、12436—12437、12446、13545、14530、14531（＝14799）、14534、Z/447、Z/449、Z/450、Z/453—454、Z/455
後期	◉2446、2463、2478、2479、2482（＝14537）、2484—2486（＝5354—5361）、2490、2492—2494（＝5390—5397、12451—12452、14540）、2501—2502、2503—2512、5215、5227、5243、5296—5298、5302、5324—5325、5339、5342—5343、5364、5374—5375、5381—5382、15343—15349、Z/222、Z/951〈注 4〉

—（5）冊命官　：《賜「冊命賜物」事例のみ》

前期後段～中期前段	11814
中期	2452、2453、2476、2481、2513、5212、5230（＝Z/446）、5258（＝Z/448）、5268、5278、5284—5287、5291—5292、5312、5313、5319、5326、5328、5329、5330、5331—5334、5336、5337、5338、5346—5349、5350—5351、5362、5376—5377、5386、5398、5399—5400、5403、5671—5672、10659、12436—12437、12446、13545、14534、14536、Z/450、Z/453—454
後期	2463、2478、2479、2482（＝14537）、2484—2486（＝5354—5361）、2490、2492—2494（＝5390—5397、12451—12452、14540）、2501—2502、2503—2512、5243、5302、5324—5325、5339、5342—5343、5364、5374—5375、5381—5382、Z/951

〈注 1〉群臣間の例としては、中期の 11811 等がある。
〈注 2〉群臣間の例としては、後期の 15190—15193 がある。
〈注 3〉群臣間の例としては、中期の 5389 等がある。
〈注 4〉中期の 5346—5349 とほぼ同銘である。

第三章　西周代における賜与方式の変遷と王畿内政治秩序の構造化

第一節　「賞」事例

殷代の賜貝は、王・群臣間及び群臣間いずれの場合においても主に「賞」という言葉で表現されていた[123]。「○○を行った功績」を評価し、その労に報いるために与える“褒賞”としての意義を有し、臣からの何らかの寄与行為を前提条件とする例が多い。貢献した臣属者の“組織化”〈すなわち官僚体系の構成〉という点は重要な関心事とはなっておらず、王朝に完全には把捉されない諸集団の並存が暗黙の了解となっていたものと思われる。

ついで西周前期に入ると賜αも始まるが、賜貝はもとより賜αも「賞」という呼称で表現されるのが〈特に群臣間において〉一般的であった[124]。他方、同時期には蔑暦事例も登場しており、当面「賞」と「蔑暦」が併用されることになった。

第二節　「蔑暦」事例

「蔑暦」は「暦（功績）を蔑わす（顕彰する）」の意であると考えられ[125]、「賞」と並称される場合もあり[126]、「賞」と同質の意義を有する“周的”儀礼であったものと思われる。西周中期に入り、賜貝行為を「賞」と称する事例はごく僅かに減少し、代わって「蔑暦」と称する例が急増する[127]。また、同時期における賜αについても、王・群臣間及び群臣間共に「蔑暦」と称謂する事例が圧倒的事例数を占めるようになり、「賞」と表現される事例は王・群臣間では消滅し、群臣間でもほぼ消滅している[128]。他方、西周中期には「蔑暦」と「𠬜」の共存事例が現れており[129]、やがて「𠬜」事例の盛行に逐われるように、後期に入ると王・群臣間及び群臣間の「蔑暦」事例は共にほぼ消滅することになった[130]。

第三節　「𠬜」事例

「𠬜」は「管理させる（司らせる）」の義であり、個別的任務や官職などのような特定の職掌を嘱託する行為を指していた。いわば功績を立てることを期待・義務化して職事を付与するということになるため、臣からの寄与行為はむしろ事後に予定される。付随する賜与よりも「職事の委嘱」の方が本来の目的であり、所轄の直臣に対する“業務の割り振り”を本旨としていたものと見られる。

用例は西周前期から現れており、群臣間の事例と王・群臣間の事例に大別される。まず前者の事例について概観すると、前期には賜貝事例及び賜α事例との関連において、また中期及び後期には賜α事例及び《Ⅰ型》の賜「冊命賜物」事例との関わりの中で「𠬜」の用例が認められる。前期の賜貝事例である冓簋銘（5136―5137［前期］）では、某公が冓に対して「𠬜三族」を命じており[131]、“族内”秩序に関わる職掌を与えられていたものと見られる。また、中期の賜α事例である卯簋銘（5389［中期］）では、栄伯が卯に対して従前「死𠬜栄公室」した祖考同様に〈栄公室内の職事に〉死𠬜することを命じており[132]、また同時期の賜「冊命賜物」事例である婗鼎銘（Z/214［中期］）では、嫣が婗に対して「𠬜宗臣妾」を命じている。いずれも栄氏及び嫣の家政機関に関わる職事の付託を内容としていたものと見られる。同様の事例は後期に入っても見出され、賜α事例である公臣簋銘（5183―5186［後期］）で虢仲が公臣に対して「𠬜朕百工」を命じている事例や、賜「冊命賜物」事例である師㝬簋銘（5363［後期］）で伯氏父が師㝬に対して「我家」〈＝伯氏父の家〉に勲功のあった祖考同様に「死（𠬜）我家」することを命じ[133]、また逆鐘銘（15190―15193［後期］）で叔氏が逆に対し

て祖考同様に「公室」の任務に就くことを命じている事例も[134]、各々虢氏、伯𠭯父及び叔氏の各家政機関に関わる職事内容であったという点で共通している。そうすると、群臣レベルにおいて「嗣」という用語は、家政機関に関する職事を任ずるに際して、換言すれば「私家」内部の職事任命に際して、特に用いられていたということになるであろう。

このような「嗣」の用語法は、無論王朝の場合にも該当する筈であり、すなわち王朝の場合は「王家」内部の職事任命であることを意味することになるものと思われる。

次に後者の事例については、《Ⅰ型》の賜「冊命賜物」事例と関連する用例は西周前期から後期にかけて、賜α事例及び《Ⅱ型》,《Ⅲ型》の賜「冊命賜物」事例と関わる用例は中期以降において認められる。前期の《Ⅰ型》事例及び中期の賜α事例では王畿外支配に関わる内容が若干認められるが[135]、中期以降の《Ⅱ型》,《Ⅲ型》の「嗣」事例は、王畿内支配に関わる職事付与の事跡で占められている[136]。

ここで、《Ⅱ型》及び《Ⅲ型》と「嗣」事例を主とする職事付与事例との関連性について、［①職事が見出される事例］と［②職事が見出されない事例］の2類に分類して整理しておこう。まず西周中期において《Ⅱ型》の①は15例認められ[137]、②は10例検出される[138]。次に同じく中期における《Ⅲ型》の①は29例あり[139]、②は5例[140]である。前期後段から中期前段にかけての事例1例は《Ⅲ型》の①に含まれる。ついで後期に入ると、《Ⅱ型》の①は3例、②は1例であり[141]、《Ⅲ型》の①は13例、②は1例[142]である。上記のデータに拠ると、まず《Ⅱ型》及び《Ⅲ型》いずれにおいても中期，後期の時期を問わずに①の事例数の方が②のそれを圧倒しており、また中期から後期にかけて《Ⅲ型》①の数量が《Ⅱ型》①の数量の2倍から4倍へと増大していっていることが判る。ここで注目されるのは、職事に言及しない②の事例である。冊命儀礼と他の賜与儀礼との相違点は、職事任命に言及する点にこそあったと考えられ、儀礼上，いわば核心となる箇所をあえて省略するという事態は考えにくい。むしろ、省略された結果ではなく、当初より職事に関する記述は存在しなかったものと考えたほうが自然である。翻って考えてみるに、「嗣」事例が増加するに伴い従前の「蔑暦」事例は減少し、後期にはほぼ消滅していた。そうすると、賜物の受領のみを主な内容とする②の事例というのは、滅びつつある「蔑暦」事例の要素を継承し、改めて冊命儀礼に摂り入れた形態であったものと考えられるのではないだろうか。但しこのような要素は、先述の事例数量の変遷を見ても判るように、次第に逓減する傾向にあったものと推測されるのである。

さて、それでは王畿内支配との間に緊密なつながりを持つ冊命儀礼は、何を目的として導入されることになったのであろうか。そもそも、冊命儀礼で任ぜられる職事の内容をその金文例から分析すると、2つの構成要素から成り立っていたことが判る[143]。まず1つ目の要素は「特定の任務もしくは官職に叙任する、または両者を共に叙任する」という部分である。例えば、「嗣鄭騂馬」,「嗣六𠂤牧場大友、嗣義夷場佃事」,「𢦏官嗣康宮王臣妾，百工」[144]等とあるのは特定任務の叙任例であり、また「命汝作嗣土」,「命汝作豳𠂤冢嗣馬」,「作嗣工」[145]等とあるのは官職叙任の例であり、「命汝作嗣土、官嗣藉田」,「作嗣工、官嗣量田佃」,「命汝作嗣土、官嗣汤闇」[146]等とあるのは両者を共に叙任する例である。また、その任務または官職は新規の拝命の場合もあれば、祖考の代からの世襲もしくは先王の代において受けた叙任を当代の王によって再任されるという場合もあった[147]。そうして、2つ目の要素は「〈今後の任務もしくは官職の遂行上、管轄を受けることが想定される〉上官の補佐を任命する」という部分である。「用左右俗父、嗣寇」,「胥師俗、嗣邑人」,「胥師𠭯父、嗣左右走馬，五邑走馬」,「用官嗣霍使、用胥乃長」[148]等がその事例としてあげられる。

前者の箇所で任務の叙任と官職の叙任が別記または並記されていた点は、特定の任務が特定の官職の職務としていまだ特定されていないという事情を反映していたものと考えられ[149]、換言すれば特定の任務を所轄する官職を構成単位とした官僚体系がいまだ完備された形では機能していない情況であったことを示唆しているものと考えられる。また、後者の箇所で受命者同士の序列関係の確立を促している点は、受命者同士の関係性がいまだ自明のものとはなっていなかったということ、すなわち「某官が何れの某官（又は上位の某官に相当する権限を持つ属臣）の下に所属するのか」がいまだ確定的ではない情況であったことを示唆しているであろう[150]。つまり、中期以前の西周王朝の支配体制はきわめて未熟かつ未完成な段階にとどまっていたものと推定されるのであり[151]、そのような脆弱性を克服して王朝支配の根幹である王畿内の政治秩序を盤石のものとすることを目的として、冊命儀礼を導入したものであろう。

では、王畿外の外諸侯地域に対して、周王朝は中期以降にどのような支配の回路を設定していたのであろうか。それは、おそらく冊命儀礼が成立する以前に王朝が用いていた伝統的手法に拠っていたものと思われる。すなわち、αの賜与と《Ⅰ型》の冊命賜物の賜与とを駆使する形での、臨機応変的な懐柔施策であり、αの中でも「弓矢」関係器の賜与が重視されていたようである[152]。

表６　冊命賜物受領者：職事内容表　―（1）〔Ⅰ型〕

《前期》

2461	「俾汝𤔲在曽，鄂𠂤」	2514	「用狩」

《中期》

2480	「嗣乃祖考、侯于𩐁」	5248―5250	「命汝羞追于斉。・・敬毋敗績」
2487	「昔先王既命汝佐胥𩫖侯、今余唯肈𪓐先王命、命汝佐胥𩫖侯、監豳師戍」	5401	「王命毛伯更虢城公服、屏王位、作四方極、秉緐，蜀，巢」
2515	「命汝更乃祖考𤔲卜事」	5974	「命免作𤔲土、𤔲鄭還廩眔虞眔牧」
5180―5181	「用保厥邦」	5383	「王命𩐁𤔲公族，卿事，大史寮」
5217	「𤔲鄭駘馬」		
5218―5219	「命汝更𡴀克𤔲直鄙」		

《後期》

2279	「用政于六𠂤」	5680―5682	「昔余既命汝、今余唯𪓐𩫖乃命、命汝更乃祖考、𩐁𤔲左右虎臣」
2518	「命汝𩐁𤔲公族與参有𤔲，小子，師氏，虎臣、・・」		
14543	「今余唯経乃先聖祖考、𪓐𩫖乃命。命汝胥栄兌、𩐁𤔲四方虞林、用宮御」		

—（2）〔Ⅱ型〕

《中期》

2432	「用左右俗父𠬜寇」	5371	「載先王既命乃祖考事、嫡官𠬜左右戲緐荊。今余唯帥型先王命、命汝更乃祖考、嫡官𠬜左右戲緐荊」
2440	「王命死𠬜王家」		
5154—5155	「命汝作𠬜土」		
5289	「命汝作𠬜土、官𠬜藉田」、「楚走馬」	5378	「今余命汝適官𠬜邑人，先虎臣，後庸：西門夷，秦夷，京夷，𪜈夷，・・・成周走亞，・・・」
5290	「𠬜琱宮人、□旞」	11805（＝13330）	「作𠬜工」
5295	「用胥師𣪘、𠬜甸人」	14530	「命汝更乃祖考事、胥備仲𠬜六𠂤服」
5304	「命汝作廟𠂤冢𠬜馬、適官僕，射，士」	Z/449	「更乃祖考作冢𠬜位于蔡」
5305—5306	「命汝更乃祖考友、𠬜東鄙五邑」	Z/455	「死𠬜王家」

《後期》

5215	「用嗣乃祖考事、作𠬜土」	Z/222	「用𠬜耄　宅陽人」
15343—15349	「𠬜五邑甸人事」		

—（3）〔Ⅲ型〕

《前期後段～中期前段》

11814	「用𠬜六𠂤，王行，参有𠬜：𠬜土，𠬜馬，𠬜工」「𣪊𠬜六𠂤眾八𠂤𢦏」

《中期》

2453（＝5673、14798）	「命汝作服」	5350—5351	「作𠬜工、官𠬜量田佃、眾𠬜宝，眾𠬜芻，眾𠬜寇，眾𠬜工事」
2476	「用𠬜乃父官，友」		
2481	「胥師俗、𠬜邑人」	5376—5377	「昔先王既命汝、今余唯又雧豪乃命、賡乃祖考事、𣪊𠬜康宮王家臣妾、奠庸外内、毋敢無聞知」
2513	「昔余既命汝出入朕命、今余唯雧就乃命」		
5257	「更乃考𣪊𠬜鄭師氏」	5386	「今朕丕顯考共王既命汝更乃祖考事、作𠬜徒。今余唯雧先王、命汝𣪊𠬜西𣏌𠬜徒」
5258（＝Z/448）	「命邑于鄭」		
5268	「命汝胥周師、𠬜林」		
5284—5287	「𠬜𠂤鄙館、内師舟」	5398	「昔先王既命汝作宰、𠬜王家。今余唯雧豪乃命、命汝眾𠂤𣪊胥対各、従𠬜王家外内、毋敢有不聞。𠬜百工、出入姜氏命」
5291—5292	「用胥弭伯」		
5312	「更乃祖考、胥大祝、官𠬜豊人眾九𠭯」		
5319	「死𠬜畢王家」	5399—5400	「乃祖考事先王、𠬜虎臣。今命汝曰、更厥祖考、胥師戲、𠬜走馬馭人眾五邑走馬馭人。汝毋敢不善于乃政」
5326	「用侃乃祖考事、𠬜奎兪邦君𠬜馬，弓，矢」		
5330	「𣪊𠬜佳人」		
5331—5334	「備于大左、官𠬜豊還、左右師氏」	5403	「昔先王既命汝作𠬜土。・・今余唯雧豪乃命」
5336	「先王既命汝𣪊𠬜王宥。・・・今余唯又𠬜命汝」	10659	「更厥祖考服」
5337	「更乃祖考、𠬜輔」	12446	「更乃祖考、作冢𠬜土于成周八𠂤」
5338	「先王既命汝、今余唯雧先王命、命汝官𠬜邑人，師氏」	13545	「𠬜旂眾叔金」
5346—5349（＝Z/951）〈注1〉	「𠬜乃祖、嫡官邑人，虎臣：西門夷，𪜈夷，秦夷，京夷，弁狐夷」	Z/450	「用官𠬜霍使、用胥乃長」
		Z/453—454	「用死𠬜王家」

《後期》

2463	「嗣六自牧場大友、嗣義夷場佃事」	5324—5325	「胥師𣪘父、嗣左右走馬 , 五邑走馬」
2478	「官嗣穆王正側虎臣」	5339	「𢦏官嗣康宮王臣妾 , 百工」
2484—2486（＝5354—5361）	「旅邑人 , 善夫」	5342—5343	「昔先王既命汝作邑、𢦏五邑祝。今余唯𤔔豪乃命」
2490	「命汝官嗣飲献人于晉、用作憲司賈」	5364	「載先王既命汝作嗣土、官嗣汤闇。今余唯肇𤔔乃命」
2492—2494（＝5390－5397、12451—12452、14540）	「命汝官嗣成周賈廿家、監司新造、賈用宮御」	5374—5375	「余既命汝胥師𣪘父、嗣左右走馬。今余唯𤔔豪乃命、命乃𢦏嗣走馬」
2503—2512	「昔余既命汝疋栄兌𢦏嗣四方虞林、用宮御。今‥𤔔豪乃命、命汝官嗣歴人」	5381—5382	「在先王小学汝、‥既命汝更乃祖考嗣。今余唯𤔔豪乃命、命汝嗣乃祖旧官小輔 , 鼓鐘」
5296—5298	「用簋乃祖考事、官嗣夷僕 , 小射 , 底魚」		

—（4）冊賜賜物受領者：職事内容表

《中期》

5278	「用大備、于五邑守堰」	5329〈注 2〉	「𢦏胥益」

—（5）冊𤔔命賜物受領者：職事内容表

《中期》

5362	「更乃祖服、作冢嗣馬」

〈注 1〉　ほぼ同銘の器銘として、（Z/951）がある。
〈注 2〉「冊賜」とするのは、呉の判断による。

おわりに

本稿では、西周代における賜物と王朝支配体制の変容過程との関連性について考察した。第一章では、西周代の賜物を「貝」類と「冊命賜物」類及び「α」類〈「貝」類と「冊命賜物」類に含まれない、その他の雑多な賜物〉に類別し、「貝」類と「α」類が王・群臣間及び群臣間いずれにおいても汎用され、相対的な価値を持つ賜物であったものと考えられるのに対し、「冊命賜物」のうち特に《Ⅱ型》、《Ⅲ型》のスタンダート品目は原則として王・群臣間でしか扱われておらず、絶対的な価値を有する賜物という位置付けがなされていたものと推考した。次に第二章では、まず周王朝のシンボル・カラーが赤もしくは黒であった点について明らかにした。ついで、群臣がそのようなシンボル・カラーの選定や使用にほぼ全く興味を抱いていなかったと見られる点から、シンボル・カラーが不可欠の要素である冊命賜物が用いられる場である冊命儀礼は「王家」内の儀礼として理解される点について指摘した。また、冊命官の史的変遷過程について検討し、王畿外支配とも関わりを持つ呼賜者・呼召者・右者 B タイプから王畿内支配のみを対象とする右者 A タイプ・狭義の冊命官に移り変わっていった点について論及した。続く第三章では、賜与方式の変遷について考察し、「賞」,「蔑暦」,「嗣」へと賜与方式の重心が移り変わった意味について追究した。そうして、功績に対する褒賞を主眼とする「賞」や「蔑暦」よりも職事委嘱を目的とする「嗣」を重視するようになった理由は、いまだ形成途上であった王畿内官僚体系を構造化する改革の断行が喫緊の課題となっていた点に求められる、と解釈したのである。

西周代における賜物選定面での紆余曲折は、すなわち「周的秩序」の構築を模索し続けた周王朝

の道程そのものでもあったとも言えるであろう。

【注釈：西周代賜物考】

1）黄然偉 1978：第 6 章参照。

2）陳漢平 1986：第 5 章、汪中文 1999：第 5 章参照。

3）武者章 1980、吉本道雅 2005：第一部・第一章、岡本真則 2001 参照。

4）松井嘉徳 2002：第Ⅱ部・第一章及び第二章、李峰 2010：第三章、佐藤信弥 2014：第 6 章参照。また、前掲吉本 2005：第一部・第一章・第三節参照。

5）前掲黄然偉 1978：第 5 章 ;157 頁参照。

6）前掲陳漢平 1986：第五章 ;283 頁、楊寛 1999：第三編・第九章 ;453 頁、前掲汪中文 1999：第 5 章 ;278 頁や 313 頁、前掲吉本 2005：第一部・第一章・第二節 ;54―57 頁。

7）例えば、前掲吉本 2005 は「賜与と職事の対応を見出しうる事例」の第一類において①「赤市・幽衡・攸勒が見える用例」では「いずれも六𠂤が見える」とされているが、同じく「六𠂤」が見えるということで①の用例に含められている呂服余盤の賜与物としては「幽衡」のみしかあげられていない。また、⑤では「ともに康宮王家に関わる」事例を列挙されているが、⑤に対応する賜物とされているのは①と同一の「赤市・幽衡・攸勒」である。さらに「王家に関わる」事例として「康宮」とは関わりない康鼎を⑤の用例に含めておられるが、対応する賜物は「幽衡・攸勒」のみであり、「赤市」は含まれていない。このように、賜物の組み合わせが異なるのに同一職事に対応するものと見做したり、特定の賜与物と複数の職事との対応関係を想定したり、同一項目に職事及び賜与物が異なるものを含めておられる〔同著 ;54―56 頁参照〕。しかし、このような矛盾や牽強付会的な項目立てに陥らざるを得ないこと自体が、むしろ「賜物の組み合わせと職事内容との間に一定の法則性が存在しない」ことを証しているであろう。

8）王が引に対して斉征伐を命じ、弓矢を賜与した事例〔引簋銘（5299―5300［中期］）〕等。

9）前掲楊寛 1999：第六編・第十章 ;790 頁、前掲陳漢平 1986：第三章 ;110 頁、前掲李峰 2010：第三章 ;127―133 頁、前掲佐藤 2014：第六章 ;196 頁参照。なお、白川静にも同様の見解が認められる〔白川静 2005：「西周史略」第四章 ;81―91 頁参照〕。

10）前掲汪中文 1999：第四章・第四節 ;249 頁、前掲松井 2002：第Ⅱ部・第一章 ;115 頁参照。

11）南季鼎銘（2432［中期］）の事例等。受命者の南季に対して右者の伯俗父を補佐することが命ぜられている。

12）金文上で冊命儀礼を「冊」・「冊命」という呼称で明記する事例があるが、同様の呼称として他に「冊賜」,「冊黼命」,「冊贊」がある。本稿ではこれらの用語を「冊命ワード」と統称することにし、また「冊命」を冠する儀礼とそれ以外の「冊賜」などを冠する儀礼を、暫く類似の内容を持つ別個の儀礼として扱っておくことにする。

13）呉鎮烽『集成』〔以下『呉』〕及び『続編』〔以下『呉続』〕については、本稿末尾の【参考文献一覧】参照。上記以外には、『殷周金文集成』,『近出殷周金文集録』,『近出殷周金文集録二編』等の断代案を参考にする〈いずれも【参考文献一覧】参照〉。

また、本稿で銘文を引用する際には、断代案を［(1)『呉』又は『呉続』の著録番号、(2)『呉』又は『呉続』の断代案］の順に付記することにする〈『呉続』の場合は「Z」と表記している。又、『呉』,『呉続』の断代案の西周早期，西周晩期を本稿では前期，後期と改めた〉。なお、上記の書籍に未収録のものについては、著録雑誌名・刊号及び掲載誌に示された断代案を付記する。

14）本稿では、関中王畿以東〈河南省三門峡市陝県附近以東〉の旧殷王朝疆域を中心とする周王朝にとっての新征服地を「陝東」と総称する。

15）亢鼎銘（2420［前期］）参照。なお、「略取した貝で鼎を作製した」という事跡〔窨鼎銘（2365―2366［前期］）〕や「賜与された貝で鼎，簋を作製した」という事跡〔師眉鼎銘（2315［中期］〈＝5089［中期］〉）〕も、貝を貨幣〈「支払い手段」〉として用いていた情況を示唆するであろう。

16）遽伯𡢁簋銘（4714［前期］）参照。

17）裘衛盃銘（14800［中期］）参照。

18）前掲表 1，表 2 参照。後文の賜貝数量の上限等についても同表参照。

19）表 1（1）—34,35。
20）表 1（1）—7。
21）表 1（2）—6 及び表 1（2）—22。
22）表 1（1）—27。
23）表 1（2）—44。
24）表 1（1）—20。
25）燕臣：圉に対する賜貝例〔表 1（1）—11〕や、晋臣：𢦏に対する賜貝例〔表 1（1）—12〕がある。
26）使者と受使者との間で交わされるような贈答品事例は含まない。例えば、『呉』著録番号：2412—2413、2443—2444（＝5259－5267）、5205、5209—5211、5240、5344—5345、6229、11816—11817 等の例。また、媵器等の女子への賜彝器の事例も含まない。
27）表 3（2）参照。後文の王・群臣間における α 賜物の傾向性については同表（1）参照。なお、対等な立場の受賜者同士に対しては、同一品目を賜与することがあったようである〔表 3（2）—33〕。
28）伯氏から属臣の不𡢁に対する弓矢の賜与例がある〔表 3（2）—83〕。
29）スタンダート品目の内容比定については、前掲黄然偉 1978：第 6 章，陳漢平 1986：第 5 章，林巳奈夫 1976 等参照。なお、「衡」を佩玉に比定する楊寛氏の説〔前掲楊寛 1999：第 3 編・第 9 章〕は採らない。
30）賜物の品目に鑑みるならば、受賜者が将来，自身の副葬品として用いることを想定して賜与された可能性も高いと推察される。
31）殷周期の「威信財」については、その定義も含めて落合淳思 2006 参照。但し、落合氏は冊命賜物の「市（韍）」，「舄」等について、それらの原材料の「希少性が低い」ため「威信財とは見なせない」とし、「冊命儀礼では〈略〉威信財を媒介としない統属関係が構築された」とされているが、むしろ君主権の権威を帯びることで初めて価値を有する物品である点こそが「威信財」である証左であると思われる。
32）表 4 参照。後文の冊命賜物対象者の地理的分布についても、同表参照。なお、士山盤銘（14536［中期］）は「冊命」ワードが用いられているものの、冊命賜物の授受が行われず、また右者も介在していないという特殊な事例であるため、表 4 から除外しておくことにする。
33）表 4（1）—9 の「韍」字は呉氏の字釈に従う。その場合 9 例となる。
34）表 4（1）—15 の「鋚」字の次の字を「勒」と字釈しておく。その場合 6 例となる。
35）表 4（2）—3 及び 9 の鑾を鑾旂の省略形と見た場合、11 例となる。
36）表 4（3）—3 の「韍」字は呉氏の字釈に従う。その場合 24 例となる。
37）表 4（3）—10 及び 16 の鑾を鑾旂の省略形と見た場合、19 例となる。
38）《Ⅲ型》の前期後段～中期前段の例として、韍 1 例，衡 1 例，勒 1 例がある。また、冊賜儀礼の中期の例として、韍 2 例，衡 1 例，舄 1 例，衣 2 例，旂 3 例，勒 1 例がある。冊𪓐命儀礼の中期の例として、韍 1 例，衡 1 例，旂 1 例，勒 1 例がある。
39）冊賜儀礼の後期の例として、韍 2 例，衡 2 例，衣 2 例，旂 2 例，勒 2 例がある。
40）表 4（1）—1。
41）表 4（1）—5。
42）鄭は表 4（3）—9、10 に見える。また、同時期の表 4（1）—15、22 にも見える。豊は表 4（3）—14、20 に見える。畢は表 4（3）—16 に見える。また、成周は表 4（2）—16 及び表 4（3）—32 に見える。
43）表 4（2）—22。
44）表 4（1）—7、表 4（1）—17。
45）表 4（1）—6、表 4（1）—23。
46）後期における成周の事例としては、表 4（3）—40 がある。
47）𢦏鼎銘（2448［中期］）、婑鼎銘（Z/214［中期］）、倗伯𠦪簋銘（5208［中期］）。
48）宗人簋銘（Z/461［中期］）、逆鐘銘（15190—15193［後期］）、師𤰈簋銘（5363［後期］）。
49）益公から倗伯に対する賜与は、外諸侯の安撫を目的とした王命に基づく措置であったと見られる〔拙稿 2013：第一章・第二節参照〕。
50）叔氏及び伯龢父の族内賜与ついては、第三章参照。
51）師𡘋簋銘（5381—5382［後期］）。表 4（3）—49 は当該器の蓋銘であり、師龢父の賜与事例は器銘に付

載されている。

52）前述した例外的諸例に準ずる事例として、仲大師が〈王不在のもとで〉冊命儀礼の形式をとりながら緇，朱衡，鑾を賜与している例がある〔柞鐘銘（15343—15349［後期］）〕。この事跡が幽王代の王朝崩壊期ゆえの現象であるという点については、拙稿 2010：第四章参照。但し、王朝の冊命儀礼としての体裁は認められるので、表 4，表 5，表 6 には事例として含めておくことにする。

53）表 4（1）—4。

54）表 4（1）—5。

55）表 4（1）—4。

56）表 4（1）—5。

57）表 3（1）—5。なお、α の王・群臣間における中期事例としては騂〈赤馬〉を賜与した例［表 3（1）—35］や彤欮［同上表—28］，彤弓 1・彤矢 100［同上表—44、56］等の賜与例があり、後期事例としては彤矢其央［同上表—70］の賜与例がある。また群臣間における前期事例としては後述する白馬賜与の例等がある。

58）白旂，白鹿，白狐については表 2（1）—4 参照。赤旂舟は表 4（1）—5 参照。

59）以下、中期から後期にかけての《Ⅰ型》～《Ⅲ型》の冊命賜物事例は、全て表 4 参照。

60）（1）—8。9、11。6。25。12。9 の「韍」字の字釈は呉氏の解釈に従う。

61）（1）—19。8、24。19。

62）（1）—6。17、27。27 の「彤」は「柲」と連用されており、「彤緌」は通常「厚柲」と連用されているため、「彤緌」の省略形であると見ておく。

63）（1）—19。

64）（1）—8、25。27。6。12。

65）（1）—6。25。

66）（1）—10、15、25。

67）（1）—6。

68）（1）—19。

69）（2）—6、8、12、19、21。2、7。10、15、23。

70）（2）—8、9、13、14。17。21。

71）（2）—10、16。

72）（2）—2、8、10、16、21。

73）（2）—5、12、19、22、23。

74）（2）—3、9、14、16、17、18、20。

75）（2）—10。

76）（3） —7、11、14、19、20、22、24、26、27、32、34。2、3、12、16、17、25。5、13、28、32、33。3 と 17 については、「⊖」字が「赤韍」以外と連用する事例が認められない点を考慮し、「赤⊖韍」の事例であると解釈しておくことにする。

77）（3）—15、18、19、22、24、34。30。33。

78）（3）—9、15、18、22。

79）（3）—30、33。

80）（3）—4、9、15、18、22。8。29。28、32、33。

81）（3）—3、8、26、27、29、32、35。

82）（3）—4、8、9、22、29、31。

83）（3）—6、22。

84）《Ⅲ型》の前期後段～中期前段の例として、赤系の「赤」類 1 例〔韍 1〕、黒系の「幽」類 1 例〔衡 1〕がある［表 4（3）—1］。冊賜儀礼の中期の例としては、赤系の「赤」類 3 例〔韍 2、舄 1〕，「朱」類 2 例〔衡 2〕，「彤」類 1 例〈緌 1〉、黒系の「玄」類 2 例〈衣 2〉がある［表 4（4）］。同じく中期の冊䜌命儀礼の例として、赤系の「赤」類 1 例〔韍 1〕、黒系の「幽」類 1 例〔衡 1〕がある［表 4（5）］。

85）（1）—30、31。

86）（1）—28、30、32。28、30。28、30、31。
87）（1）—28。30、31。
88）（1）—32。
89）（1）—28。
90）（1）—30。
91）（2）—25。24。
92）（2）—25、26。
93）（2）—26。
94）（3）—36、38、39、40、45、46、47。41、44、49。
95）（3）—38、39、40、43、47。41、48。
96）（3）—37、43。
97）（3）—41、48。
98）（3）—37、38、39、40、43。41。
99）（3）—36、42、45。
100）（3）—49。
101）冊賜儀礼の後期の例として、赤系の「赤」類 2 例〔韍 2〕,「朱」類 2 例〔衡 2〕,「彤」類 1 例〔緌 1〕、黒系の「玄」類 2 例〔衣 2〕がある［表 4（4)］。
102）楊寛氏も色彩の選好について注目されており、「朱韍蔥衡」が最も高貴な等級であり、「赤韍」及び「朱衡」が最も多く賜与されていた、とされている〔前掲楊寛 1999：第三編・第九章 ;451—452 頁参照〕。楊氏の論定の是非は別として、色彩の選好に着目されているのは卓見であると思われる。

また、王暉 2000 も周王朝が「赤」を貴色としていた点について指摘されているが、金文の網羅的データにもとづく立論ではない（同著 448—450 頁)。

103）戦国末期の『呂氏春秋』有始覧：応同篇では、五行相剋説に基づいて周を「火徳」の王朝とし、すなわち王朝のシンボル・カラーを赤としていた。その色彩選定の背景として、東周王朝のもとで、西周王朝のシンボル・カラーに関する情報が伝承されていたという経緯が推定される。
104）白馬は表 3（2）—11 及び 30、「黄□」は表 3（2）—63 参照。
105）前注（47）所掲の𢦏鼎銘，婑鼎銘及び前注（48）所掲の 宗人簋銘，逆鐘銘，師𩛥簋銘参照。
106）「呼賜者」の前期における類例としては、小臣謎簋銘（5269—5270［前期］)〔「伯懋父承王命賜」〕や盂爵銘（8585［前期］)〔「王命盂寧鄧伯、儐貝」〕等をあげることが出来る。
107）宰利〔表 5（1）13544〕や伊伯〔表 5（1）12426〕等の用例。
108）殷の東国 5 侯〔表 5（1）11801〕や覇伯尚〔表 5（1）6229〕に対する賜与の用例等。姫姓外諸侯に対しては、晋侯に対する賜与例〔表 5（1）14503〕がある。
109）表 5（1）参照。
110）虢叔の例〔表 5（2）2369、12441—12442〕。
111）表 5（2）11812—11813 や 2475,15292—15296 等の用例。
112）表 5（2）参照。
113）晋侯に対する用例〔表 5（2）15298—15313〕。
114）張懋鎔氏は、「呼召者」制度を「召賜」制度と称されている（張懋鎔 2002)。
115）呼召者と並存している例は、表 5（3）15298—15313。王自ら賜与する例は、表 5（3）15298—15313。
116）栄伯〔表 5（3）15314—15317〕や𤔲工揚父〔表 5（3）15298—15313〕の用例。
117）応侯に対する用例〔表 5（3）15314—15317〕及び晋侯に対する用例〔表 5（3）15298—15313〕。
118）中期の用例としては、表 5（4）の 2367、2432、2433、2437、2440、2441、5238—5241、5289、5290、5293、5294、5295、5304、5305—5306、5368—5369（＝Z/462)、5371、5378、5676（＝5315—5318、Z/457－458)、14530、14531（＝14799)、Z/447、Z/449、Z/455 があげられる。後期の用例としては、同上表の 2446、5215、5227、15343—15349、Z/222 が挙例される。
119）なお、［冊命ワードあり、右者なし、冊命賜物あり］の事例としては 5257〔表 4（3）—9〕があり、［冊賜ワードなし、右者あり、冊命賜物なし］の事例としては 2441〔表 5（4)〕がある。

120）表5（4）5291—5292では、受命者：「弭叔」を儀礼の場では「師察」と換称しており、5294では「弭伯」を「師藉」と換称している。2432で受命者；「南季」を換称せずに称謂しているのは、例外的な事例である。また、2367では「伯哀父」が右者に就任しているが、2476では「師奎父」が受命者となっている。

121）名前が付される例もある一方で〈例：「内史駒」〔表5（5）2476〕〉、史官名のみの例〈例：「内史」〔同上表5212〕〉も多く見られる。

122）5257〔表4（3）—9〕や5296—5298〔表5（4）〕は、文面上，略された例であると見られる。

123）殷代の王･群臣間における賜貝で「賞」を称している事例は『呉』では2137、2200、2296、2314、2320、2377、2994、3347、4864、4921、5128、13536があげられる。また、群臣間における例としては、2257、2312、8791、11751、11761、11762、12374、13276、13326、13540があげられる。

124）表1～表3参照。

125）「蔑暦」の語の解釈については、前掲佐藤2014：第5章参照。

126）王・群臣間の例としては、中期の2379〔表1（1）—25〕や前期の2385〔表3（1）—5〕があげられ、群臣間の例としては、中期の5121—5122〔表3（2）—58〕や13336〔同上表—73〕があげられる。

127）表1，表2参照。

128）表3参照。

129）次尊銘（11792［中期］）〈＝13314［中期］〉や免尊銘（11805［中期］）〈＝13330［中期］〉参照。

130）表1～3参照。

131）「乃命𠬝𤔲三族、為𠬝室」

132）「栄伯呼命卯曰、載乃先祖考死𤔲栄公室。昔乃祖亦既命、乃父死𤔲莽人。・・今余唯命汝死𤔲莽人」

133）「伯龢父若曰、師𤰈。乃祖考有勲于我家、汝有雖小子、余命汝死我家。𦍒𤔲我西偏，東偏、僕馭百工，牧臣妾、董裁内外」

134）「叔氏若曰、逆。乃祖考許政于公室。・・用𦍒于公室僕庸臣妾，小子室家」

135）《Ⅰ型》事例は2461〔表6（1）〕参照。賜α事例は､斉征伐に関連する引簋銘（5299—5300［中期］）の事例で、「王若曰、引。余既命汝更乃祖𦍒𤔲斉𠂤、今唯𤕌命汝。・・□乃□毋敗□」とある。

136）表6（2），（3）参照。

137）表6（2）参照。以下、《Ⅱ型》の①については同表参照。

138）『呉』著録番号:2367、2433、2437、5238—5241、5293、5294、5368—5369、5676（＝5315—5318、Z/457—458）、14531（＝14799）、Z/447。

139）表6（3）参照。以下、《Ⅲ型》の①については同表参照。

140）『呉』：2452、5212、5230、5313、5328。

141）『呉』：5227。

142）『呉』：5243。

143）表6参照。

144）表6（1）：事例5217及び（3）：事例2463、事例5339参照。

145）表6（2）：事例5154—5155、事例5304、事例11805（＝13330）参照。

146）表6（2）：事例5289及び（3）：事例5350—5351、事例5364参照。

147）例えば、「用侪乃祖考事、𤔲𡨦俞君𤔲馬，弓，矢」〔表6（3）：事例5326〕，「更乃祖考𤔲輔」〔表6（3）：事例5337〕とあるのは祖考の代からの世襲の例であり、「先王既命汝𦍒𤔲王宥。・・今余唯又𤔲命汝」〔表6（3）：事例5336〕，「先王既命汝、今余唯𤕌先王命、命汝官𤔲邑人，師氏」〔表6（3）：事例5338〕とあるのは先王の代において受けた叙任を当代の王によって再任された例である。

148）表6（2）：事例2432及び（3）：事例2481、事例5324—5325、事例Z/450参照。

149）例えば、所掲の𤔲土の事例を参着すると、「官𤔲藉田」及び「官𤔲汸闇」の2つの任務は、各々「𤔲土」の官職任命後に特定（或いは付加）された職務であったものと見られる。従って、「𤔲土」固有の職務はこの段階においていまだ形成途上であったものと考えられる。

150）所掲の事例で「用胥乃長」とあるように「上官に対する補佐」自体が命じられている点を見ると、官

制的な上司・下僚関係自体がいまだ所与の関係性として確立していなかったのではないかと疑われる。

151）このような西周官僚制の未形成情況については、松井氏や吉本氏が夙に指摘されている〔前掲松井 2002：第Ⅱ部・第二章、前掲吉本 2005：第一部・第一章・第三節参照〕。

152）応侯や鄂侯，晋侯に対する賜与例がある〔表 3（1）―40,56,63、表 4（1）―33 参照〕。

【参考文献一覧】

《金文銘・青銅彝器図像著録》〈及び略称〉

◆呉鎮烽『商周青銅器銘文暨図像集成』（上海古籍出版社、2012）〈略称：『呉』〉

◆　同上『商周青銅器銘文暨図像集成続編』（上海古籍出版社、2016）〈略称：『呉続』〉

◆中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』（中華書局、1984 ～ 1994）

◆劉雨，盧岩編『近出殷周金文集録』（中華書局、2002）

◆劉雨，厳志斌編『近出殷周金文集録二編』（中華書局、2010）

《中文》

◉王暉『商周文化比較研究』（人民出版社、2000）

◉汪中文『西周冊命金文所見官制研究』（国立編訳館、1999）

◉韓炳華「新見義尊与義方彝」（江漢考古 2019―4）

◉黄益飛「略論昔鶏簋銘文」（中国国家博物館館刊 2018―3）

◉黄然偉『殷周青銅器賞賜銘文研究』（龍門書店、1978）

◉山西省考古研究所・臨汾市文物局・翼城県文物旅游局：連合考古隊・山西大学北方考古研究中心「山西翼城大河口西周墓地 1017 号墓発掘」（考古学報 2018―1）

◉張懋鎔「金文所見西周召賜制度考」〔『古文字与青銅器論集』（科学出版社、2002）［初出：『陳直先生紀念文集』（西北大学出版社、1992）］〕

◉陳漢平『西周冊命制度研究』（学林出版社、1986）

◉楊寛『西周史』（台湾商務印書館、1999）

◉李峰『西周的政体―中国早期的官僚制度和国家』呉敏娜等訳 （生活・読書・新知　三連書店、2010）

《日文》

○岡本真則「冊命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理」（史観 144、2001）

○落合淳思「金文の賜与物と王権」（東亜文史論叢、2006）

○佐藤信弥『西周期における祭祀儀礼の研究』（朋友書店、2014）

○白川静『白川静著作集・別巻・金文通釈』6（平凡社、2005）、1（同上、2004）〈原著：『金文通釈』（白鶴美術館誌 47,3、1981,1963）〉

○谷秀樹「西周王権と王畿内大族の動向について」（立命館文学 619、2010）

　同上「西周代陝東系外諸侯帰順考」（立命館文学 631、2013）

○林巳奈夫「西周金文に現れる車馬関係語彙」（甲骨学 11、1976）［林巳奈夫著：岡村秀典編『中国古代車馬研究』（臨川書店、2018）の第三章「先秦時代の馬車」に補訂再録］

○松井嘉徳『周代「国制」の研究』（汲古書院、2002）

○武者章「西周冊命金文分類の試み」〔松丸道雄編『西周青銅器とその国家』（東京大学出版会、1980）〕

○吉本道雅『中国先秦史の研究』（京都大学出版会、2005）

（本学非常勤講師）